

# 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任用）

(宛先)

札幌市 区長

裏面の留意事項を確認のうえ、以下のとおり、関係書類を添えて介護保険給付費の支給を申請します。

フリガナ	申請年月日		令和 年 月 日
被保険者氏名		被保険者番号	
		個人番号	
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男・女
被保険者住所	〒 電話番号		
現在の状況 ※1~3のうち該当するものに○	1 在宅	2 入院中	→ 退院（退所）予定日
	3 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等（※）入所中 ※ 介護医療院、介護療養型医療施設を指します。 施設名（ ）		※『現在の状況』欄で2、3を選んだ場合記入 年 月 日
住宅所有者氏名	※被保険者本人と異なる場合は承諾書を添付	本人との関係	
申請者氏名	※被保険者本人の場合は記入不要	本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号		
費目	・居宅介護住宅改修費		・介護予防住宅改修費
改修の内容・箇所及び規模	(改修内容) ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑り防止、床または通路面の材料変更 ・扉の取替え ・便器の取替え	(改修箇所等) ※工事費内訳書等の添付書類で明らかな場合は省略可。	
施工事業者名			
着工予定日	令和 年 月 日	改修費用・見積額	円
負担割合（見込） ※領収日の属する月	(1・2・3・4)割	利用者負担額（見込額）	円

※この申請書に、居宅介護支援事業者等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、改修前の状況が確認できる日付入りの写真、改修の予定の状態が確認できるもの、見積額の内訳の確認できる書類を添付してください。また、改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

※「利用者負担額（見込額）」は、「改修費用（見積額）」が支給限度基準額（20万円）以下の場合、当該金額に介護保険負担割合証に記載されている負担割合（1割であれば0.1、2割であれば0.2、3割であれば0.3）を乗じて得た額（1円未満の端数切り上げ）を記入してください。ただし、介護保険被保険者証に給付制限（給付額減額）の記載がある場合の負担割合は3割（元々の負担割合が3割であれば4割）となります。なお、「改修費用（見積額）」が支給限度基準額（20万円）以上の場合や、過去に住宅改修を行っている場合は、「利用者負担額（見込額）」の計算が異なります。ご不明な点がありましたら、お問合せください。

※改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、住宅の所有者の承諾書も併せて添付してください。

※介護保険被保険者証に「支払方法変更」又は「保険給付差止」の記載を受けている場合は、受領委任払いを選択することができません。

## 【改修完了後記載欄】

提出日：令和 年 月 日

着工日	令和 年 月 日	完成日	令和 年 月 日
領収日	令和 年 月 日	改修費用	円
負担割合（見込） ※領収日の属する月	(1・2・3・4)割	利用者負担額	円
現在の状況	在宅 ※入院（所）中の場合は支給対象外 事前申請時に入院（所）中だった場合は、退院（所）日 →	その他（ ）	年 月 日

※改修完了後、改修完了後記載欄について記載するとともに、領収証、その費用内訳の確認できる書類（工事費内訳書等）、改修後の状況が確認できる日付入りの写真を添付してください。

区役所記入欄

区分		事前申請受付	支給申請受付	備考
1. 負担割合 1割		有・無		
2. 負担割合 2割	保険給付差止			
3. 負担割合 3割				
4. 給付額減額 3・4割				

## 申請手続きの流れ

- 以下の流れで申請手続きを進めます。
  - 介護支援専門員(ケアマネジャー)への相談
  - 区役所へ改修前の申請【事前申請】
  - 住宅の改修・代金の支払
  - 区役所へ改修完了後の届出【事後申請】
  - 支給決定

## 留意事項

- 事前申請は、改修内容を確認するものであり、正式な給付決定を行うものではありません。完成した改修内容によっては住宅改修費の対象とならないことがあります。また、何らかの事情により改修内容が変更になった場合は、原則、着工前に事前申請を行った区役所へご連絡をお願いします。着工時にやむを得ず改修内容を変更した場合は、住宅改修完了後の提出書類に変更内容がわかるように記載してください。ただし、改修内容が介護保険の対象外である場合は、住宅改修費は支給されません。
- 医療機関や介護施設等に入院(入所)している方でも、退院(退所)前にあらかじめ住宅改修しておく必要がある場合には、事前申請をした上で住宅改修を行い、退院(退所)後に事後申請することができます。ただし、退院(退所)できずに死亡した場合や保険給付の消滅時効(※1)までに退院(退所)出来なかった場合は、住宅改修費は支給されません。
- 事前申請時には、居宅要介護者(要支援者)であるが、着工後に下記1~3になった場合は、住宅改修費の一部が支給されません。
  - 完成前に死亡された場合は、死亡日までに完成した部分のみ住宅改修費の対象となります。
  - 要介護(要支援)認定申請中で、後日、認定結果が「自立」となり、完成日時点の要介護等認定有効期間がない場合は、要介護認定の有効期日までに完成した部分のみ、住宅改修費の対象となります。(※2)
  - 着工後に急遽入院し、退院の見通しが付かない場合は、入院するまでに完成した部分のみ、住宅改修費の対象となります。

※1 保険給付の消滅時効は、領収証記載の代金完済日の翌日から起算して2年を経過したときになります。

※2 初めての(または、前の認定期間が切れた後の)要介護(要支援)認定申請中に住宅改修の申請を行い、後日、認定結果が「自立」となってしまった場合は、全額が住宅改修費の対象外となります。